

日本学生支援機構奨学金の 「継続手続き」に関する説明資料 《学部学生・旧給付奨学金》

継続願入力期間

入力期間:2020年12月16日(水)～2021年1月13日(水)

入力時間:8:00～25:00

※12月29日（火）～1月3日（日）は入力できません。

上記期間内に入力がない場合、2021年4月以降の奨学金は「廃止」となり、奨学金は振り込まれません。

(1) 生計維持者の令和2年度(令和元年分)市区町村民税(非)課税証明書(コピー可)

提出が必要な者: 2018年度採用者、2019年度採用者で、マイナンバーを提出していない者及び生計維持者が変更になった者

※生計維持者が2人(父、母など)いる場合は、両方の証明書が必要。父母ともにいる場合は、無職無収入であっても、必ず両方の証明書を提出。

※政令指定都市に住居住所がある生計維持者は、証明書の記載例及びイメージ①・②を参考に証明書を提出。非課税でない場合は赤字の金額を市区町村民税所得割額に入力。

<政令指定都市>

大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市、熊本市

※ 証明書の記載例

- ・指定都市以外の標準税率(税源移譲前)に基づいた税額
- ・旧税率で計算した市民税所得割額
- ・税源移譲前(市民税所得割)
- ・税源移譲関連(市民税)

証明書のイメージ①

(参考) 指定都市以外の所得割の標準税率に基づいた税額等

市民税所得割額	¥ XXX
県民税所得割額	¥ XXX

証明書のイメージ②

	税源移譲前	税源移譲後
住民税課税額合計	¥ XXX	¥ XXX
(内)市民税所得割	¥ XXX	¥ XXX
(内)市民税均等割	¥ XXX	¥ XXX

この金額を入力

(2) 自宅外通学の認定に関する書類(自宅外通学者のみ)(コピー可)

「自宅外通学」の月額を支給を受けている奨学生は、「自宅外通学」の確認を行いますので以下①②のいずれかを提出してください。

- ① 生計維持者と住民票住所が異なる場合(※生計維持者が別々に住んでいる:それぞれの住民票を提出)
 - ・生計維持者の住民票(謄本)と、給付奨学生本人の住民票(抄本)
- ② 生計維持者と住民票住所が同一の場合
 - ・生計維持者の住民票(謄本)と、給付奨学生本人の住所が確認できる公共料金の請求書等(コピー)

※学寮に住んでいる方は、大学で確認するので提出不要

★提出期限・場所: 2021年1月13日(水) 学生支援課奨学係 (期限厳守!)

「奨学金継続願提出」のボタン

スカラネットPS 奨学金貸与・給付・返還情報提供サービス

奨学金継続願提出

適格認定奨学金継続願提出

【適格認定奨学金継続願を提出されるかたへ】

この願出は次年度の奨学金の継続の意思を確認するための大切な願出です。必ず学校の定めた期間内に提出してください。提出がありませんと奨学生の資格を失うこととなりますのでご注意ください。事実と異なる内容を入力し提出した場合は、奨学金が廃止されることがあります。

<貸与型奨学生のかたへ>

奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、一定期間経過後に毎月決められた金額を返還していただくこととなります。貸与月額と返還総額（予定）等を確認し、家庭の経済状況や、卒業後の生活設計を十分考慮のうえ提出してください。

なお、「貸与額通知」は、人的保証選択者は通常保証人及び保証人にも必ずご覧いただき、内容を確認してもらってください。また、未成年者は必ず親権者（後見人）にも内容を確認してもらってください。

<給付型奨学生のかたへ>

学籍状況や生活状況から、給付奨学生として採用された後も引き続き適格性を有しているか否か等について認定されます。認定結果によっては、給付奨学金の支給が廃止されたり、停止されたりすることがあります。

また、状況によっては支給済みの給付奨学金について返還を求めることがあります。

- 奨学生番号ボタンを押すと、奨学金継続願の提出を行うことができます。
- 複数の奨学生番号がある場合は、それぞれの奨学生番号について入力が必要です。表示されていない奨学生番号がある場合やその他不明な点は、学校に問い合わせてください。

5XX04000001

給付額通知

ご登録いただきました情報は、奨学金貸与・給付事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、登録された情報が、奨学金貸与・給付中に在学する学校に必要なに応じて提供されます。

各機能へのリンク

全体概要 詳細情報 各種届出・繰上 奨学金継続願提出 在籍報告 個人情報

スカラネットPS 奨学金貸与・給付・返還情報提供サービス

奨学金継続願提出

適格認定奨学金継続願提出

【適格認定奨学金継続願を提出されるかたへ】

この願出は次年度の奨学金の継続の意思を確認するための大切な願出です。必ず学校の定めた期間内に提出してください。提出がありませんと奨学生の資格を失うこととなりますのでご注意ください。事実と異なる内容を入力し提出した場合は、奨学金が廃止されることがあります。

<貸与型奨学生のかたへ>

奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、一定期間経過後に毎月決められた金額を返還していただくこととなります。貸与月額と返還総額（予定）等を確認し、家庭の経済状況や、卒業後の生活設計を十分考慮のうえ提出してください。

なお、「貸与額通知」は、人的保証選択者は通常保証人及び保証人にも必ずご覧いただき、内容を確認してもらってください。また、未成年者は必ず親権者（後見人）にも内容を確認してもらってください。

<給付型奨学生のかたへ>

学籍状況や生活状況から、給付奨学生として採用された後も引き続き適格性を有しているか否か等について認定されます。認定結果によっては、給付奨学金の支給が廃止されたり、停止されたりすることがあります。

また、状況によっては支給済みの給付奨学金について返還を求めることがあります。

- 奨学生番号ボタンを押すと、奨学金継続願の提出を行うことができます。
- 複数の奨学生番号がある場合は、それぞれの奨学生番号について入力が必要です。表示されていない奨学生番号がある場合やその他不明な点は、学校に問い合わせてください。

5XX04000001

給付額通知

ご登録いただきました情報は、奨学金貸与・給付事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、登録された情報が、奨学金貸与・給付中に在学する学校に必要なに応じて提供されます。

奨学生番号を
クリック

各機能へのリンク

全体概要 詳細情報 各種届出・繰上 奨学金継続願提出 在籍報告 個人情報

- 必ず「奨学金継続願」入力準備用紙を記入した後で入力してください。
- 第一種、第二種及び給付を併用している学生は、それぞれ入力が必要となります。

『給付奨学金継続願』入力準備用紙

給付(旧制度)

「給付奨学金継続願」を提出(入力)する前に、以下の設問の答えを準備してください。

1 / 6 画面

A-給付奨学金継続願について

「給付奨学金継続願」は、次年度の給付奨学金の継続の意思を確認するための大切な願出です。この願出の記入内容と、平素の学業成績等を総合的に審査し、学校が給付奨学金継続の可否等を判断します。願出を提出しても必ず継続して給付されるわけではありません。

B-誓約欄

日本学生支援機構理事長 殿
給付奨学金継続願の提出にあたっては、正しく記入することを誓約します。

誓約日付は入力当日の日付を西暦で正しく入力してください。

正しく生年月日を入力してもエラーとなる場合は、学校に確認してください。

西暦 年 月 日 氏名(全角カナ) 姓(15文字以内) 名(15文字以内)

生年月日(西暦) 年 月 日生 半角数字

6 画面

あなたの個人情報

あなたの個人情報と給付明細が表示されますので、確認してください。

奨学金振込みの継続の確認

あなたは継続願を提出して引き続き4月からの給付奨学金の振込みを希望しますか。

給付奨学金の継続を希望します 給付奨学金の継続を希望しません

「給付奨学金の継続を希望しません」を選択した場合は、3月までの支給となり、4月以降は振り込まれません。

※「希望しません」を選択すると、次の3/6の画面には進まず、入力内容確認画面が表示され、入力終了します。

E-あなたの住所情報(住民票に記載されている住所)

あなたの住所情報は、以下の内容で登録されています。住民票の住所、電話番号を変更しましたか。 はい いいえ

住民票の住所等に変更がある場合には、下の「住所を変更する」ボタンを押して変更後の住所等を入力してください。

(表示される内容) あなたの住民票の住所、電話番号、携帯電話番号

住民票住所又は電話番号のいずれか一方のみを変更・訂正する場合、変更がない項目も入力する必要があります。

3 / 6 画面

F-給付奨学金の返還

- 交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知している
- 交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知していない

G-廃止や停止の処置

- 廃止や停止の処置について理解している
- 廃止や停止の処置について理解していない

「承知していない」「理解していない」を選択すると、給付奨学金学生としてふさわしくないと判断され、次の画面に進むことができません。

・学業不振により卒業延期が確定した場合や当年度の修得単位(科目数)が著しく少ない場合等は、「廃止」又は「停止」の処置がとられます。
・給付奨学金は学業成績が著しく不振、停学等の学校処分により交付が打ち切られた場合には、返還の義務が生じる場合があります。

4月以降も奨学金の継続を希望する人は、必ず「承知している」及び「理解している」を選んでください。

現在の表示画面は2 / 6です。

C- あなたの個人情報

1. あなたのお名前は 学支 一郎 さんですね。
2. あなたの学校は 学生支援大学 ですね。
3. あなたの奨学生番号は 6XX04999999 ですね。

(注1) 内容が違う場合は右上の「×」ボタンを押してこの画面を閉じ、学校に確認してください。

給付明細

現在の給付月額 (注2)	40,000円
給付予定期間	2017年4月 ~ 2021年3月

(注2) 給付月額は給付額通知作成時点の金額です。

給付額が表示されます

D- 奨学金振込みの継続の確認

あなたは継続願を提出して引き続き4月からの給付

給付奨学金の継続を希望します

- 給付奨学金の継続を希望しません
奨学金の継続を希望しない方は、この画面を送信することにより在学学校長を経て、辞退の「異動届」を提出したものとみなし、3月で給付奨学金の振込みを終了します。

4月から休学にともない奨学金の振込みを「休止」する場合も「継続を希望する」に入力が必要です。

E- あなたの住所情報(住民票に記載されている住所)

あなたの住所情報は、以下の内容で登録されています。変更がある場合には、「住所を変更する」ボタンを押して変更後の住所を入力してください。

住所を変更する

あなた自身の情報

住所 (住民票の住所)	〒162-0845 東京都 新宿区 市谷本村町 10番7号		
電話番号	03-0000-0000	携帯電話番号	090-0000-0000

本人住所が変更になった場合は、このボタンから変更可

あなた自身の情報 (変更後)

住所(必須) (住民票の住所)

〒 - (自動入力) 郵便番号未分

(番地・区) 全角入力

電話番号 - - 半角数字 携帯電話番号 - -

住民票記載の住所を記載して下さい。

最後に送信ボタンをクリック

内容を確認し、「送信」ボタンを押してください。次の画面に進みます。

送信

※住所変更についての注意点※

・住所変更に伴い、通学形態が変わる方は、金額変更手続きが必要となります。手続きが遅れると、貰える金額が減ったり、給付された奨学金の返戻が必要になったりする場合がありますので、通学形態が変わる場合は、至急、奨学金窓口にお越しください。

現在の表示画面は3 / 6です。

入力方法

F- 給付奨学金の返還

学業成績が著しく不振、停学等の学校処分等により交付が打ち切られた場合には、交付済みの奨学金の一部または全部について返還していただくことがあります。

交付済みの給付奨学金について返還が必要になった場合には、返還すべき金額や返還方法を改めてお知らせします。

- 交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知している
- 交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知していない

※ 4月以降も奨学金の継続を希望する人は、必ず「返還が必要になる場合があることを承知している」を選んでください。「承知していない」を選ぶと次の画面に進めません。

以下に該当するような場合は、給付奨学金の交付について「廃止」(又は「停止」)の処置がとられます。

<処置の対象となる例>

- 学業不振により卒業延期が確定した(又は卒業延期の可能性が極めて高い)場合
- 退学、除籍、停学、その他の学校処分を受けた場合
- 家計支持者が市区町村民税所得割を2年続けて課税された場合、または20万円を超えて課税された場合

- 廃止や停止の処置について理解している
- 廃止や停止の処置について理解していない

※ 4月以降も奨学金の継続を希望する人は、必ず「廃止や停止の処置について理解している」を選んでください。「理解していない」を選ぶと次の画面に進めません。

あなたの奨学生番号は **5XX04000001** です。

印刷
20XX年1月10日

給付奨学金継続願情報一覧

あなたの入力した内容は以下の通りです。

1. 記入内容に相違がない場合は下の「送信」ボタンを押してください。「送信」ボタンを押した後で受付番号を確認してください。
2. 記入内容を訂正する場合には記入内容を訂正するボタンを押してください。

B-誓約欄

あなたが入力した氏名(カナ)	キコウタロウ
あなたの生年月日	20XX年4月3
誓約日付	20XX年1月1

B-誓約欄の内容を訂正する

6 / 6 画面まで入力すると、入力内容確認画面「奨学金継続願情報一覧」が表示されますので、入力内容に誤りがないか等を必ず確認し、画面を印刷もしくは画像データで保存してください。

C-あなたの個人情報

1. あなたの登録済の氏名	機構 太郎
2. 大学/学校名	学生支援大学
3. 奨学生番号	5XX040000

給付明細

現在の給付月額	
給付予定期間	

D-奨学金振込みの継続の確認

奨学金振込みの継続	希望します
-----------	-------

E-あなたの住所情報 (住民票に記載されている住所)

あなたの住所情報 (郵便番号)

ア活動に参加し、たくさんの人々に出会えたことは自分にとってプラスになった。

J-学修の状況

1. (1) 授業出席状況

全部もしくははだいたい出席した

1. (2) 具体的な理由

2. (1) 学修に対する取組みの姿勢

熱心に取組んだ

2. (2) 具体的な理由

【～】の情報項目を訂正する

奨学金継続願情報一覧の内容に誤りがなければ「送信」ボタンを押してください。送信ボタンを押し忘れると、再び始めから入力となります。

K-アンケート

K-アンケートを訂正する

以上の内容に相違がなければ、下の「送信」ボタンを押してください。

送信

※Page 5 の画面に戻り、「提出済：継続希望」となっているか確認してください。

印刷

給付奨学金継続願提出完了

奨学金継続願を受理しました。
あなたの受付番号は **10999001-04-000777** です。

受付番号は問合せの際に必要となります。
メモを取って大切に保管してください。

終了します

「適格認定」とは

- あなたが提出した「奨学金継続願」の内容と修学状況等を総合的に審査し、あなたが引き続き奨学生としての適格性を有しているか等を認定します。
- 適格認定は「①廃止 ②停止 ③警告 ④継続」の区分に応じて認定されます。
- 給付奨学金の適格認定は、貸与奨学金よりも厳しい基準で行います。給付奨学金と貸与奨学金も利用している学生は、認定内容によっては、貸与奨学金の振込みはあっても、給付奨学金の振込みはない場合があります。学部学生は1年間に標準の31単位以上修得するようにしてください。今年度は旧給付奨学生は28単位以上が「継続」、旧給付奨学生は27単位以下が「警告」です。ただし、総修得単位数に応じて、認定区分が変わることがあります。警告は指導有。
- 医学科は進級できれば「継続」
- ①廃止 ②停止 と認定された場合は、4月以降は奨学金が振り込まれません。
- 旧給付奨学金で「廃止」の処置を受けると、一定の要件に該当する場合は、受給済みの奨学金について返還を求められる場合があります。

年間を通した「適格認定」

「継続願」提出時の他にも年間を通して、「適格認定」を行います。

●**休学して復学する際** 復学する際に、今までの修得単位数を確認します。「廃止」に該当する場合は、「廃止」または「停止」となり、復学時に奨学金の復活はできません。

●**学校処分となった場合** 学校処分（停学や訓告等）になった場合、「廃止」または「停止」となります。

その他「適格認定」

- 支給期間満了時（3月満期者及び年度途中満期者）
- 「辞退」又は「退学」に伴う支給終了時

学業成績の適格基準

適 格 基 準（基準の目安）			給付	貸与
• 卒業延期が確定した者	やむを得ない事由（*）がない	成業の見込みがない	廃止 (返還が必要)	廃止
		成業の見込みがある		停止
	やむを得ない事由（*）がある	成業の見込みがない	廃止	廃止
		成業の見込みがある	停止	停止
• 当年度の修得単位（科目）数が標準的な修得単位（科目）数の1/2以下の者 • 当年度の修得単位（科目）数が著しく少ない者	やむを得ない事由（*）がない		廃止 (返還が必要)	警告
	やむを得ない事由（*）がある	成業の見込みがない		
			成業の見込みがある	停止
• 学習の意欲に欠ける者(出席率が5割以下 など) • 仮進級となった者			停止	警告
• 修得単位（科目）数が少ない者(標準修得単位の8割以下) • 学習の評価内容が劣っている者(GPAにおいて下位1/2 など) • 学修の意欲が低い者(出席率が8割以下 など)			警告	継続

* やむを得ない事由：

成績不振に陥った事由が、本人及び家族の病気等の療養・介護の他、被災、事故や事件の被害者となったことによる傷病（心身を問わず）等、本人の努力不足とはいえないものであると認められる場合。
経済困難に伴うアルバイト過多による場合は、学校において、個別に奨学生の事情を考慮し、やむを得ず成績不振となったものかどうかを判断。

経済状況の適格基準

※経済状況で「停止」となった期間（1年分）は、支給総月数から減じられる。

適 格 基 準	給 付	貸 与
生計を維持する者が <u>市区町村民税の所得割</u> を課されている状態が <u>3年間継続</u> した者（2年間継続した時点で「停止」の処置）	廃止	経済状況から見て貸与月額が適切であるか面接等により確認し、必要に応じて減額指導する。
生計を維持する者の <u>市区町村民税の所得割額</u> （家計支持者が2人いる場合は2人の合計額）が <u>20万円を超えるため「停止」の処置を受けている者</u> であって、 <u>翌年</u> においてはその者の生計を維持する者が <u>市町村民税の所得割</u> を課されている者		
生計を維持する者が <u>市区町村民税の所得割</u> を課されている状態が <u>2年間継続</u> した者	停止	
生計を維持する者の <u>市区町村民税の所得割額</u> が（家計支持者が2人いる場合は2人の合計額）が <u>20万円を超える者</u>		

- ① 「社会的養護を必要とする人」として採用された者は、市区町村民税の所得割額による「停止」「廃止」の認定は行いません。
- ② 「休止」により、年に1度の適格認定の対象外となった場合は、復活時に経済状況を確認します。

「停止」とは

「廃止」該当者も1年延期した後に卒業の見込みがあれば、「停止」にすることが可能です。（給付奨学生はやむを得ない事由がある場合）

*** 医学科で「留年」した者**

留年中は「停止（振込なし）」とし、1年後に進級し、奨学金の復活申請書類を提出すれば復活できます。

*** 卒業延期が確定した者**

3年次までの累積単位数が少なく、卒業延期確定となった（1年間留年が見込まれる）場合、4年次に進級の際には「停止」となります。1年後の4年次終了時点であと1年間留年すれば、必要な単位が取れ、卒業が見込まれるという場合は、4年次終了時点で奨学金の復活申請書類を提出すれば復活できます。

※上記に該当する場合は、給付奨学生はやむを得ない事由がある場合で、成業の見込みがある場合となります。

（例） 3年次終了時点で卒業延期確定の場合

学年	1年次	2年次	3年次	4年次	留年
奨学金の振込み	有	有	有	無（停止）	有
1年間の修得単位数	25	24	24	40	11

5年間で卒業（合計124単位）

※4年次は停止となりますが、1年間卒業を延期した後に卒業が見込まれる場合、5年目で復活して奨学金を振込みます。

【学生部のホームページ】

http://www.jim.u-ryukyu.ac.jp/std/std_top.asp

「学生支援課からのお知らせ」や「奨学金」のページでも奨学金に関する情報（一部）が閲覧できます。学生部のホームページは学内でのみ閲覧可能となっていますが、学外から閲覧する場合は、情報処理センターのHPに記載されている「SSL-VPN接続方法」により設定すればPCや携帯からも閲覧できます。

(接続方法)

http://www.cnc.u-ryukyu.ac.jp/questions/connect_outside/

【Eメールによるお知らせ】

説明会の開催通知などは大学から配付されたメールアドレス宛にEメールでも通知します。

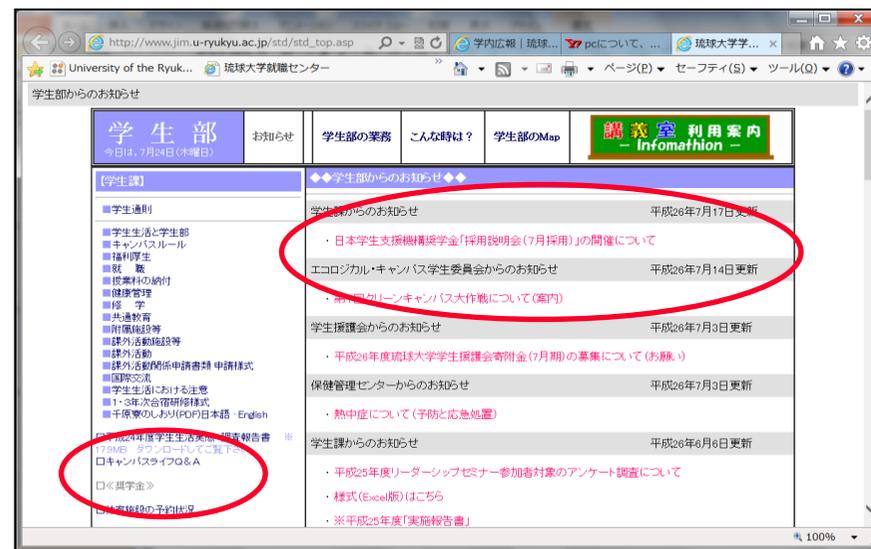
(学部学生) exxxxxx@eve.u-ryukyu.ac.jp

(大学院生) kxxxxxx@eve.u-ryukyu.ac.jp

“xxxxxx”は学籍番号(数字)

メールもチェックしてください。普段使用している別のメールアドレスへの転送設定は、必要に応じて各自で行ってください。

※ただし、学籍番号を掲載する「奨学金の採用結果」通知や民間奨学金の募集などは、Eメールで通知しませんので、学内掲示板に掲載されている「お知らせ」も普段からチェックしてください。容量不足で受信エラーにならないように！



【奨学金の申込みについて】

日本学生支援機構奨学金は毎年4月に新規の募集（定期採用）を行います。以下のとおり、奨学金を希望する方は、定期採用で申込みください。

①現在、第二種奨学金の貸与を受けているが、第一種奨学金に変更したい。

または、第一種奨学金と両方借りたい。 →第二種奨学金の継続願を提出し、4月に第一種を追加で申し込む。

②現在、給付奨学金を受けているが、第二種奨学金も借りたい。 →給付奨学金の継続願を提出し、4月に第二種を追加で申し込む。

※学力基準（修得単位数など）を満たしているか確認して、申込みください。

※その他に、留学期間中に貸与可能な奨学金もありますので、希望があれば奨学係にご相談ください。

【奨学金の異動について】 学籍に異動が生じる場合（学校を休学、退学、復学する等）、奨学金も手続きが必要となります。

基本的に学籍にあわせて奨学金の異動を行います。所属学部に提出する休学や復学等の手続きとあわせて、必ず奨学金の手続きも行ってください。（手続きする場合は、朱肉を使う印鑑を持参）

＜休止＞ 休学や留学をする場合、「休止届」を提出し、奨学金の振り込みを休止します。

※留学中に奨学金を継続貸与したい場合は、条件や書類の提出期限がありますので、出来る限り早めに奨学係に相談に来てください。

＜復活＞ 復学の際に「復活届」を提出し、休止していた奨学金の振り込みを再開します。（手続きの翌々月の振込日に振込まれます）

＜辞退＞ 奨学金が不要になったら、「辞退届」を提出し、奨学金の貸与を終了します。

＜退学＞ 退学・除籍を予定している場合、「退学届」を提出し、奨学金の貸与を終了します。